

財政的援助団体等監査の結果（令和5年3月2日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和3年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島県公立大学法人	令和4年12月23日	令和4年11月28日, 29日, 12月1日	実地
2	公益財団法人ひろしま国際センター	令和5年3月2日	令和4年12月5日, 6日	書面
3	公益財団法人広島県教育事業団	令和5年1月20日	令和4年12月7日	実地
4	一般財団法人広島県環境保全公社	令和4年12月2日	令和4年11月7日	実地
5	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	令和5年1月13日	令和4年12月14日	実地
6	社会福祉法人広島県福祉事業団	令和4年12月20日	令和4年11月16日, 17日	実地
7	株式会社広島テクノプラザ	令和4年11月29日	令和4年10月27日	実地
8	株式会社水みらい広島	令和5年3月2日	令和4年12月5日, 6日	書面
9	ひろしま未来創造パートナーズ	令和5年1月20日	令和4年12月8日	実地

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
10	株式会社イズミテクノ	令和5年3月2日	令和4年12月12日，13日	書面

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島県公立大学法人

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 地域や国際社会に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材及び社会を俯瞰する視野を持ち、他者との協働のもと、新たな価値を創出し、新しい時代を切り開いていく人材を育成するとともに、高度な研究を行い、もって地域社会はもとより、国際社会に広く貢献する。
- ・所在地 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・代表者 理事長職務代行者（副理事長） 森永 力
- ・設立 平成19年4月1日
- ・役員（令和4年5月1日現在）
役員11人（うち常勤7人）
- ・主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・各大学の所在地及び設置学部等

[県立広島大学]

区分	所在地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目1番71号	地域創生学部、人間文化学部、経営情報学部、総合学術研究科、経営管理研究科、高等教育推進機構、大学教育実践センター、学術情報センター、地域基盤研究機構、国際交流センター、
庄原キャンパス	庄原市七塚町5562番地	生物資源科学部、生命環境学部、総合学術研究科、大学教育実践センター、学術情報センター、地域基盤研究機構
三原キャンパス	三原市学園町1番1号	保健福祉学部、助産学専攻科、総合学術研究科、大学教育実践センター、学術情報センター、地域基盤研究機構

[創啓大学]

所在地	設置学部等
広島市中区幟町1-5	ソーシャルシステムデザイン学部、コンピテンシードイベロップメント・センター、产学官連携・研究推進センター、学術情報センター、国際交流センター

・組織体制及び教職員数（令和4年9月30日現在）

区分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教員	事務職員
法人	監査室		4
本部・県立広島大学本部事務部	総務課、財務課、経営企画室、ブランド企画推進課、学術情報課、国際交流課、教学課、HBMSマネジメント課	86	71
県立広島大学庄原キャンパス事務部	総務課、教学課	43	21
県立広島大学三原キャンパス事務部	総務課、教学課	101	25
創啓大学事務部	総務課、教学課、教育企画課	22	27
計		252	148

(注) 教員は各学部等に属し、学長を含む。事務職員には兼務役員を含み、臨時職員及び派遣職員を除く。

・学生数の状況（令和4年5月1日現在）

[県立広島大学] (単位：人)

区分	定員	在籍者
大学	地域創生学部	600
	人間文化学部（募集停止）	120
	経営情報学部（募集停止）	100
	生物資源科学部	420
	生命環境学部（募集停止）	165
	保健福祉学部	760
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	140
	総合学術研究科 博士課程後期	20
	経営管理研究科	50
専攻科	助産学専攻科	10
計		2,385
		2,518

[創啓大学] (単位：人)

区分	定員	在籍者
ソーシャルシステムデザイン学部	180	173

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和3年度
経常収益 A	6,339,169
経常費用 B	6,394,136
経常利益 C (A - B)	▲54,966
臨時利益 D	0
臨時損失 E	2,313
当期純利益 F (C + D - E)	▲57,279
目的積立金取崩額 G	180,575
当期総利益 H (F + G)	123,295
資産合計 I (J + K)	21,959,530
負債合計 J	4,225,407
純資産合計 K	17,734,123
(うち利益剰余金)	(820,091)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 20,359,960,000 円のうち、20,359,960,000 円 (100.0%) を出資

(令和4年3月31日現在) (所管課 環境県民局高等教育担当)

(イ) 令和3年度広島県公立大学法人運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局高等教育担当)

- ・交付額 4,273,465,796 円 (標準：3,935,300,000 円、特定：338,165,796 円)
- ・根拠規程 地方独立行政法人法第42条、広島県公立大学法人運営費交付金交付要綱
- ・交付対象経費 法人の定款で定める業務の財源に充てるための経費

(ウ) 令和3年度広島県公立大学法人施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局高等教育担当)

- ・補助額 392,714,000 円
- ・根拠規程 地方独立行政法人法第42条、広島県公立大学法人施設整備費補助金交付要綱
- ・補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で、教育、研究の用に供する施設等の工事に係る経費（付随経費を含む。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託契約の事務処理において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア あらかじめ指定された者と異なる者が検査していた。(叡啓大学)

契約名	叡啓大学情報ネットワークシステム運用管理及びヘルプデスク業務（令和4年度）
根 拠	広島県公立大学法人契約事務取扱規程第38条第1項、第4項

イ 隨意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していた。(叡啓大学)

契約名	2022年度夏Q「課題解決演習IA」(PBL)動画制作業務
根 拠	広島県公立大学法人会計規程第44条第1項 広島県公立大学法人契約事務取扱規程第27条第1項

ウ 予定価格を定めていなかった。(県立広島大学庄原キャンパス)

契約名	SciFinder ⁿ (Academic) 継続利用契約（令和4年度）
根 拠	広島県公立大学法人契約事務取扱規程第28条

【改善を求める事項】

内部統制の強化について

今回の監査において、指定された検査員が検査していないもののほか、契約約款に基づく事務手続が行われていないものなど、契約事務における不適切な事務処理が多数あった。また、前回監査でも指摘した、随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結しているものが見受けられた。

監査室に専任職員を配置し、内部監査機能を強化されているところであるが、職員の諸規程に対する理解不足や組織としてチェック機能が働いていないことが要因として考えられることから、契約事務の適正な執行が確保されるよう効果的な研修の実施やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組を徹底する必要がある。

【検討要請事項】

契約事務に関する運用方法等の見直しについて

契約事務について、県の契約事務取扱規程や会計・契約事務関係マニュアル等を参考に作成した「契約マニュアル」に基づき、県に準じた事務処理を行っているが、今回の監査においても不適切な事務処理が多数見受けられたことから、契約事務に関する運用方法等を定めた契約マニュアル等が法人の運営実態に適合していないことが考えられる。公立大学法人は、法人独自の責任と裁量により、自律的かつ効率的に運営を行うことができるものであり、契約マニュアル等に定められた運用方法等について、他の公立大学法人を参考にするなどし、適正かつ合理的な事務処理が可能となるよう、組織の実態に応じた見直しを検討していただきたい。

2 公益財団法人ひろしま国際センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。
- ・住所 [交流部] 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ6階
[研修部] 東広島市鏡山三丁目3番1号 ひろしま国際プラザ内
- ・代表者 会長 田村 興造
- ・設立 平成元年1月11日
- ・役職員 (令和4年10月31日現在)
 - 役員 20人（うち常勤2人）
 - 職員 57人（非常勤職員を含む）
- ・主な事業 [交流部]
 - 多文化共生社会支援事業、平和貢献推進・国際人材育成事業、留学生支援事業
 - [研修部]
 - 国際協力研修事業、地域の国際化推進事業、ひろしま国際プラザ施設管理運営事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和3年度
経常収益 A	391,815
経常費用 B	393,934
評価損益等 C	▲174
当期経常増減額 D (A - B + C)	▲2,293
経常外収益 E	0
経常外費用 F	0
当期経常外増減額 G (E - F)	0
当期一般正味財産増減額 H (D + G)	▲2,293
当期指定正味財産増減額 I	14,366
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	12,073
資産合計 K (L + O)	1,205,052
負債合計 L	39,451
指定正味財産 M	1,017,497
(うち基本財産充当額)	(997,242)
一般正味財産 N	148,105
(うち基本財産充当額)	(2,758)
正味財産合計 O	1,165,602

※ 出典：公益財団法人ひろしま国際センター決算報告書

※ 端数調整の関係で、合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 1,000,000,000 円のうち、747,618,007 円 (74.8%) を出捐（令和 4 年 10 月 31 日現在）
(所管課 地域政策局国際課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立広島国際協力センター
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 833,727,000 円
(うち、令和 3 年度管理費用 174,354,946 円)
- ・所管課 地域政策局国際課
- ・利用状況

年 度	研修室	宿泊室	情報センター・図書室
令和 3 年度	1,039 時間	7,537 人泊	1,493 人

注 研修室はクッキング交流室を含む 13 室、宿泊室は県管理 73 室の利用状況である。

(ウ) 令和 3 年度公益財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

- (所管課 地域政策局国際課)
- ・補助額 33,861,634 円 (事業費 35,008,358 円、補助対象経費 33,861,634 円)
 - ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設及び公益財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
 - ・補助対象経費 事務所の賃借料・共益費、嘱託員給与費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 スポーツ活動と健康・体力つくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・所在地 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・代表者 理事長 桜井 勝広
- ・設立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・役職員 (令和 4 年 10 月 31 日現在)
 - 役員 7 人 (うち常勤 3 人)
 - 職員 48 人 (県からの派遣職員 5 人を含む。)
- ・主な事業 スポーツ施設の管理運営
 - スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業
 - 埋蔵文化財に関する調査・研究
 - 施設利用者サービス事業
 - その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度
経常収益 A	787, 467
経常費用 B	841, 124
当期経常増減額 C (A - B)	▲53, 656
経常外収益 D	0
経常外費用 E	107
当期経常外増減額 F (D - E)	▲107
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲53, 764
当期指定正味財産増減額 H	▲8, 571
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲62, 334
資産合計 J = K + N	303, 865
負債合計 K	151, 532
指定正味財産 L	134, 269
(うち基本財産充当額)	(20, 000)
一般正味財産 M	18, 064
(うち基本財産充当額)	(3, 410)
正味財産合計 N (L + M)	152, 333

※出典：出資法人経営状況説明書

※端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出資（令和 4 年 10 月 31 日現在）
(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立総合体育館
- ・所在地 広島市中区基町 4-1
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 684,690,000 円
(うち、令和 3 年度管理費用 131,591,000 円)
- ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・利用状況（令和 3 年度）

利用料金収入		254,674,570 円
利用者数	大アリーナ	242,743 人
	小アリーナ	54,454 人
	武道場	62,541 人
	弓道場	22,082 人
	プール	28,233 人
	トレーニングルーム	25,954 人
	健康・体力サポートセンター	695 人
	会議室	49,736 人
	情報センター	2,494 人
合 計		488,932 人

(ウ) 令和 3 年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

- (所管課 地域政策局スポーツ推進課)
- ・補助額 1,250,000 円
 - ・交付の目的 アマチュアスポーツの振興、中・高校生の競技力向上、県総合グランドの利用促進を図る。
 - ・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費、施設管理費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

利用料金の設定について

広島県立総合体育館利用料について、理事会において金額の変更を決定することなく、利用料金を変更していた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益財団法人広島県教育事業団文書制定規程第 2 条第 2 項
-----	--------------------------------

4 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・所在地 広島市中区中町8番18号
- ・代表者 理事長 森永 智絵
- ・設立 昭和57年4月1日
- ・役職員 (令和4年9月30日現在)
 - 役員 13人 (うち常勤3人)
 - 職員 31人 (うち2人は役員兼務)
- ・主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理、出島地区廃棄物等埋立処分、普及啓発、調査研究助成

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和3年度
経常収益 A	1,295,540
経常費用 B	1,059,698
当期経常増減額 C (A-B)	235,842
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D-E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	235,842
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	235,842
資産合計 J (K+N)	5,254,466
負債合計 K	613,711
指定正味財産 L	300,000
(うち、基本財産充当額)	(300,000)
一般正味財産 M	4,340,755
正味財産合計 N (L+M)	4,640,755

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000円のうち 250,000,000円 (83.3%) を出捐 (令和4年9月30日現在)

(所管課 環境県民局産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町四丁目2番16号
- ・代表者 理事長 池田 浩二
- ・設立 平成25年3月21日
- ・役職員 (令和4年10月末現在)
 - 役員 14人 (うち常勤2人)
 - 職員 49人 (うち県派遣職員4人)
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
水源の森事業
農地中間管理事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和3年度
経常収益 A	1,372,445
経常費用 B	1,402,451
当期経常増減額 C (A-B)	▲30,006
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D-E)	0
法人税、住民税及び事業税 G	271
当期一般正味財産増減額 H (C+F-G)	▲30,277
当期指定正味財産増減額 I	149
当期正味財産増減額合計 J (H+I)	▲30,128
資産合計 K (L+O)	1,790,252
負債合計 L	339,569
指定正味財産 M	17,305
(うち、基本財産充当額)	3,000
一般正味財産 N	1,433,378
正味財産合計 O (M+N)	1,450,683

※ 出典：一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団決算報告書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しないことがある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産3,000,000円の全額を出捐 (所管課 農林水産局農林水産総務課)
- (イ) 補助金

- a 令和3年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）を交付
 (所管課 農林水産局就農支援課)
 - ・補助額 115,022,422 円
 - ・交付の目的 農用地等の利用の効率化、高度化を促進し、農業の生産性向上を図る
 - ・補助対象経費 農地中間管理事業を実施するための事務費及び事業費
- b 令和3年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付
 (所管課 農林水産局林業課)
 - ・補助額 2,249,450 円
 - ・交付の目的 水源の森整備事業の推進
 - ・補助対象経費 造林、保育事業等に要する経費
- c 令和3年度農業振興対策事業費補助金等（農業ビジネス経営力向上事業）を交付
 (所管課 農林水産局農業経営発展課)
 - ・補助額 9,173,885 円
 - ・交付の目的 農業経営の課題解決に向けた相談体制を整備し、農業経営の強化及び収益向上を図る
 - ・補助対象経費 課題解決に向けた専門家の設置・派遣等の事業費及び事業管理等の事務費
- d 令和3年度農業振興対策事業費補助金等（農地集積加速化支援事業）を交付
 (所管課 農林水産局就農支援課)
 - ・補助額 250,000 円
 - ・交付の目的 農業経営の強化及び収益向上に向けて農業経営の法人化を図る
 - ・補助対象経費 農業経営を法人化した経営体に対し、1件当たり25万円を交付

（2）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

決算に係る事務処理について

決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。
 ア 財務諸表の注記に、特定資産に関することを記載していなかった。

根 抱	公益法人会計基準 第4 財務諸表の注記1（3）（4） （公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ））
-----	--

イ 特別会計に関する附属明細書を作成していなかった。

根 抱	一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号） 第123条、第199条
-----	--

6 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・所在地 東広島市西条町田口 295 - 3
- ・代表者 理事長 安永 裕司
- ・設立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・役職員 役員 8 人 職員 653 人
(令和 4 年 10 月 31 日現在。非常勤等を含む。)
- ・主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営（指定管理者）

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 3 年度
事業活動収入 A	6, 267, 487
事業活動支出 B	6, 358, 891
事業活動資金収支差額 C (A - B)	▲91, 404
その他の収入 D	88, 410
その他の支出 E	99, 661
事業活動外資金収支差額 F (D - E)	▲11, 251
当期資金収支差額 G (C + F)	▲102, 655
資産合計 H (I + J)	2, 985, 373
負債合計 I	1, 309, 867
正味財産 J	1, 675, 506
(うち基本金)	10, 000
(うち当期活動収支差額)	▲114, 289

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10, 000, 000 円の全額を出資（令和 4 年 11 月 16 日現在）

（所管課 健康福祉局障害者支援課）

(イ) 補助金・交付金

a 令和 3 年度新人看護職員研修事業（所管課 健康福祉局医療介護人材課）

- ・交付額 272, 000 円
- ・交付の目的 看護の質の向上と早期離職防止
- ・補助対象経費 新人看護職員研修経費

- b 令和3年度女性医師等就労環境整備事業（所管課 健康福祉局医療介護人材課）
・交付額 1,402,000円
・交付の目的 子育て中の女性医師新規採用支援
・補助対象経費 短時間正規雇用の勤務形態により勤務する女性医師等の人件費
- c 令和3年度障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
・交付額 227,000円
・交付の目的 感染防止対策を継続的に実施
・補助対象経費 感染防止対策を継続的に行うための衛生用品等の購入経費
- d 令和3年度福祉・介護職員処遇改善特例交付金（所管課 健康福祉局障害者支援課）
・交付額 5,730,725円
・交付の目的 障害福祉職員給与を3%程度引き上げるための補助
・補助対象経費 福祉・介護職員の人件費
- e 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害者福祉サービス事業所等のサービス継続事業（所管課 健康福祉局障害者支援課）
・交付額 2,519,000円
・交付の目的 感染者等が発生した場合において、感染拡大防止対策の徹底や障害福祉サービスを継続して提供
・補助対象経費 建物の消毒・清掃費用等
- f 令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業/個別接種促進のための支援事業（所管課 健康福祉局ワクチン政策担当）
・交付額 1,200,000円
・交付の目的 新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進
(対象期間中1日50回以上の接種実施で1日当たり10万円補助)
- g 令和3年度県立医療型障害児入所施設整備事業に係る改修工事に伴う医療センター2病棟減収額の補償負担（所管課 健康福祉局障害者支援課）
・交付額 120,520,000円
・交付の目的 改修工事に伴う2病棟の休床に係る減収額の補填
・補助対象経費 2病棟減収額

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設名

施設名	定員等 (令和3年度)	管理費用等 (令和3年度)
広島県立障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町）		(管理費用) 162,449,000円 (手数料等相当額) 22,117,000円
医療センター（診療部門）	入院 160 床	
高次脳機能センター	入院 40 床（再掲）	
若草園 （医療型障害児入所施設・療養介護） （医療型児童発達支援センター）	入所 62 人 通所 10 人	
若草療育園 （医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53 人	
あけぼの （障害者支援施設）	入所 60 人 日中 80 人	
スポーツ交流センター（身体障害者福祉センター）	—	
広島県立福山若草園（福山市水呑町）		※監査対象外
福山若草育成園（医療型児童発達支援センター）	通所 20 人	
福山若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54 人	
広島県立障害者療育支援センター（東広島市八本松町）		※監査対象外
松陽寮 （障害者支援施設）	入所 148 人 日中 163 人	
わかば療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50 人	

b 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況（令和 3 年度）※監査対象施設のみ記載

(a) 広島県立障害者リハビリテーションセンター

【医療センター】

入院（稼働 160 床）		外来	
1 日平均	延人数	1 日平均	延人数
107 人	39,002 人	185 人	47,040 人

【あけぼの】

入所（定員 70 人）	通所（定員 10 人）
17,694 人	730 人

（人数は延べ人数）

【スポーツ交流センター】

区分		1日平均	年間利用者数
スポーツ施設	プール	68.6人	11,735人
	アリーナ	38.1人	6,515人
	卓球室	11.0人	1,880人
	トレーニング室	21.5人	3,681人
文化施設	バリアフリー モデルルーム	0.0人	0人
	会議室	9.3人	1,588人
	調理実習室	3.2人	548人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

長期未納（過年度分）について

次の収入において、長期未納（過年度分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。債務者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

区分	障害者リハビリテーションセンター	今回監査時 (R4.11.17現在)		前回監査時 (R元.12.18現在)	
		5人	2,528,089円	3人	1,830,499円

7 株式会社広島テクノプラザ

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 頭脳立地構想に基づく県内産業の技術高度化を支援する中核的施設の設置及び運営
- ・所在地 東広島市鏡山三丁目 13 番 26 号
- ・代表者 代表取締役社長 菊間 秀樹
- ・設立 平成 2 年 4 月 26 日
- ・役職員 役員 12 人（うち常勤 4 人）、職員 17 人
(令和 4 年 9 月 30 日現在)
- ・主な事業 研究開発支援事業（貸室・研究開発機器の賃貸、測定・分析の受託等）
人材育成支援事業（技術研修の実施等）
産学官交流促進事業（各研究会事務局として講演会の開催等）

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 3 年度
売上高 A	374,089
売上原価 B	257,575
販売費及び一般管理費 C	66,661
営業利益 D (A - B - C)	49,852
営業外収益 E	4,162
営業外費用 F	3
経常利益 G (D + E - F)	54,010
特別利益 H	-
特別損失 I	-
税金等調整前当期純利益 J (G + H - I)	54,010
法人税等 K	18,162
当期純利益 L (J - K)	35,848
資産合計 M (N + O)	2,099,942
負債合計 N	77,668
純資産合計 O	2,022,274
（資本金）	100,000
（剩余金等）	2,008,098
（評価・換算差額等）	▲85,824

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金無償減資前 2,685,000,000 円のうち、800,000,000 円（31.1%※）を出資

※県出資 16,000 株（発行済株式数 53,700 株のうち自己株式数 2,300 株）

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 株式会社水みらい広島

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 県企業局と民間企業がそれぞれの得意分野を生かすことによって、県営水道事業の運営基盤の強化、市町水道事業の管理の一本化を進め、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業の実現に貢献するとともに、新たな収益源の確保により、地域経済の発展・活性化に寄与する。
- ・所在地 広島市中区小町1番25号
- ・代表者 代表取締役社長 三島 浩二
- ・設立 平成24年9月21日
- ・役職員 役員7人（うち常勤2人）
職員189人（非常勤職員等を含む。うち県派遣職員4人。）
(令和4年10月31日現在)
- ・主な事業 水道施設等の運転、維持管理
水道等に関するコンサルティング業務、人材育成・研修業務

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和3年度
売上高 A	2,318,529
売上原価 B	2,065,745
販売費及び一般管理費 C	176,496
営業利益 D (A - B - C)	76,287
営業外収益 E	5,647
営業外費用 F	5,529
経常利益 G (D + E - F)	76,405
特別利益 H	0
特別損失（固定資産除却損） I	0
税引前当期純利益 J (G + H - I)	76,405
当期純利益	48,931
資産合計 K (L + M)	869,045
負債合計 L	628,870
純資産合計 M	240,175
(資本金)	(60,000)
(利益剰余金)	(180,175)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金60,000,000円のうち21,000,000円(35%)を出資
(所管課 企業局水道課)
- (イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 広島西部地域水道用水供給水道

・指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 3,176,775 千円

(うち、令和 3 年度管理費用 632,170 千円)

・所管課 企業局水道課

・事業概要

給 水 開 始	昭和 51 年 7 月
水 源	魚切ダム（八幡川）、弥栄ダム（小瀬川）
計 画 給 水 量	123,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	123,000 m ³ /日 〔白ヶ瀬浄水場 67,000 m ³ /日 三ツ石浄水場 56,000 m ³ /日〕
一 日 最 大 給 水 量	59,244 m ³ /日（実績）
一 日 平 均 給 水 量	54,135 m ³ /日（実績）
給 水 自 治 体	広島市、大竹市、廿日市市

・令和 3 年度事業実績

(単位 : m³)

給 水 先	実給水量 A	未達水量 B	減免水量 C	超過水量 D	有収水 A+B-C
広 島 市	8,278,817	0	0	0	8,278,817
大 竹 市	766,980	0	0	0	766,980
廿日市市	10,713,620	0	0	0	10,713,620
合 計	19,759,417	0	0	0	19,759,417

b 施設名 沼田川工業用水道・沼田川水道用水供給水道

・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 3,156,010 千円

(うち、令和 3 年度管理費用 1,045,770 千円)

・所管課 企業局水道課

・事業概要

[沼田川工業用水道]

給 水 開 始	昭和 48 年 4 月
水 源	椋梨ダム（椋梨川）
計 画 給 水 量	64,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	64,000 m ³ /日 〔本郷浄水場 64,000 m ³ /日〕
一 日 最 大 給 水 量	21,808 m ³ /日（実績）
一 日 平 均 給 水 量	18,018 m ³ /日（実績）
給 水 区 域	竹原市、三原市、尾道市、福山市

[沼田川水道用水供給水道]

給 水 開 始	昭和 51 年 4 月
水 源	椋梨ダム（椋梨川）、竜泉寺ダム（木門田川）、福富ダム（沼田川）
計 画 給 水 量	110,000 m ³ /日

現有施設能力	98,600 m ³ /日	坊士浄水場 58,200 m ³ /日 宮浦浄水場 38,500 m ³ /日 本郷埜田浄水場 1,900 m ³ /日
一日最大給水量	60,785 m ³ /日 (実績)	
一日平均給水量	51,969 m ³ /日 (実績)	
給水自治体	三原市、尾道市、福山市、東広島市、愛媛県上島町	

・令和3年度事業実績

[沼田川工業用水道]

(単位 : m³)

給水先	年間契約水量A	特定B	超過水量C	減免水量D	有収水量A+B+C-D
合計	11,873,450	0	18,399	3,531	11,888,318

[沼田川水道用水供給水道]

(単位 : m³)

給水先	実給水量A	未達水量B	減免水量C	超過水量D	有収水量A+B-C
三原市	2,481,642	52,188	593	0	2,533,237
尾道市	12,878,961	0	0	0	12,878,961
福山市	2,289,902	16,533	0	0	2,306,435
東広島市	164,248	0	0	0	164,248
上島町	761,403	0	0	9,060	761,403
合計	18,576,156	68,721	593	9,060	18,644,284

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 ひろしま未来創造パートナーズ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県総合グランドの管理業務
- ・所在地 大阪市中央区北浜4丁目1番23
- ・代表者 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
- ・設立 令和2年11月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県総合グランド
- ・所在地 広島市西区観音新町二丁目11番124号
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 487,405,000円
(うち、令和3年度管理費用 94,600,000円)
- ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・利用状況（令和3年度）

利用者数			
メインスタジアム	野球場	ラグビー場	補助競技場
48,014人	36,941人	21,778人	37,725人
運動場			合計
30,837人			175,295人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

利用料金の納付について

広島県総合グランドにおいて、利用希望者が利用料金を納付する前に利用を許可し、利用後に納付させているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県総合グランド設置及び管理条例第9条第2項
----	-------------------------

10 株式会社イズミテクノ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 公共施設の総合的企画運営管理業務、官公庁への公共サービス向上及び効率的業務推進提案業務等
- ・住所 広島市西区商工センター2丁目3番1号
- ・代表取締役 本田 雅彦
- ・設立 平成3年3月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立ふくやま産業交流館
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・指定期間に係る県への納付額 当該事業年度の利用料金に係る収入の額から、管理業務に要する経費の額を差し引いた額に90%を乗じた額（変動納付金）を納付（R3年度 変動納付金：12,550千円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・利用状況 展示会等の利用者数 155,079人（令和3年度）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 管理業務に係る経理についての規程の作成等について

広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書（以下、基本協定書という。）により、管理業務に係る経理についての規程の作成等をするものとされているが、当該規程が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 抱	広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書第24条2項
-----	--------------------------------

イ 収入の計上漏れについて

基本協定書により、毎年度終了後に広島県へ提出するものとされている管理業務に係る収支計算書において、令和3年度の収入に一部計上されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 抱	広島県立ふくやま産業交流館の管理に係る基本協定書第10条、第13条
-----	-----------------------------------